広域合併調査特別委員会

合併後のまちづくりを調査

調査地・広島県大崎上島町
調査日・平成16年5月13日

①合併までの経緯

大崎上島町（人口約1万人）は、旧大崎町、旧東野町、旧木江町をもって、平成13年7月1日に法定合併協議会を設置し、平成15年4月1日に広島県の「平成の新設合併第1号」として合併している。

合併の経緯として、任意協議会を平成12年11月10日に設置し、協議会の開催や合併講演会、住民説明会を開催している。それらを経て、平成13年7月1日に法定合併協議会を設置し、協議会の開催、新町名称選定小委員会、新町事務所選定小委員会、新町建設計画策定小委員会、住民説明会を開催している。

このようなことから、住民から問題視されるような大きな問題・障害事案は別段なく、比較的平易に進捗したとのことである。

合併前の各町の財政状況の概要（主な財政指数）及び財産（基金）の取り扱いについては、各町かなりの差異がみられるものの、全て新町に引き継ぐとして支障なく協議が進んだとのことである。

議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、合併特例法の在任特例を適用し、2年間引き続き新町の議員として在任することになっている。法定数16人に対し、現在29人（現行定数32人）である。なお、農業委員会の委員の任期の取り扱いについても、合併後4カ月間引き続き新町の農業委員（委員数32人）として在任することになっている。

大崎上島町議会議長から合併の経緯や合併後の町づくりについて説明を受ける各委員

②合併後のまちづくり

新町の財政運営の見通しと特例債の活用策については、新庁舎は建設しないことや将来の歳入減に伴う歳出の抑制を重点にしている。また、通常の事業は過疎債が充当できるものを優先し、充当できないものを特例債として計画している。総額では約62億円であるが、内、23億円を広域消防、救急艇の整備、不足医療の整備、まちづくり事業基金の積立金（10億円）等の6事業に充当するとのことである。

新町建設計画と旧町総合計画との整合性及び予算編成の考え方については、旧町の総合計画をベースにするとともに、新町に伴う必要な事業を策定しているとのことである。合併後の予算編成にあたっても財政運営の見通しを勘案しながら取り組んでいくとのことである。

組織及び職員体制については、新町の事務所の位置として、本庁は旧東野町役場、支所を旧大崎町役場、旧木江町役場に置いている。合併時の組織は、合併前と大きく変わらない体制ということで、本庁8課、収入役室、議会事務局、選挙管理委員会事務局（総務課兼務）、農業委員会事務局（農林水産課兼務）、監査委員事務局（議会事務局兼務）、教育委員会3課を配置し、大崎支所は4課、木江支所も4課、いずれも支所長を配置している。

しかしながら、合併

1年後の平成16年4月1日で機構改革を行い、本庁7課、教育委員会2課に、大崎支所は3課、木江支所も3課とし、いずれも支所長制度を廃止している。その反面、支所に配置されている課は本庁の課と同等の職務権限があるとのことである。なお、職員体制は、合併時に希望退職者を募り、161人が現在154人である。

新町の行政に対する住民からの意見・要望等については、地域審議会は設置してないこともあり、合併して不便にならないように、計画策定時のアンケートの内容等に配慮しながら、新体制づくりを行い対応に努めているとのことである。

③まとめ

本委員会としては、広島県の「平成の新設合併第1号」として誕生した町の状況を調査した結果、小規模自治体とはいえ財政的にも多少恵まれた地域であり、今後の財政運営を見据えた行政に取り組まれていることを感じた。特に、合併後1年にして組織機構の見直しと職員の適正配置を行うなど、住民の利便性等を最優先させた点は注目するべきである。

このようなことから、本地域としても協議項目が整い、合併調印等一連の手続きが進められているところであるが、特に、合併前までの調整項目である組織機構、職員の配置等については原案が示されているものの検討不足と思われる。このことは、住民サービス、利便性の面に直結する問題であり、合併のメリットが生かされるよう今後十分協議検討を行い、本委員会にも説明することを要請する。なお、本庁舎の位置決定についても調査研究中であるが、組織機構、職員の配置等と深い関連があると思われるので、将来性・先見性をもった全体像を早急に検討することをあわせて要請する。

内閣総理大臣等へ意見書を提出

中山間地域等直接支払制度の継続と制度の充実を求める意見書

中山間地の農地保全を条件に、山間地と平野部の農業生産費の格差を補填するこの制度は、傾斜や1ヘクタール以上のまとまりなど、決められた条件を満たした農地に、交付金を支払われる。交付金の使途については、集落で決めることができる。このため、参加農家が知恵を出し合い、水路・農道等の維持管理費や共同利用機械の導入などのほか、集落の共同活動費にも使われ、また、有害鳥獣対策にも多大な効果を発揮しており、中山間地域活性化にとって重要な施策となっている。

ところが、平成１２年度から始まったこの制度は「５年で見直す」とされており、財務省は「直接支払制度」の廃止や大幅縮小を検討する方針を打ち出している。中山間地域の農業が持つ、水源かん養機能や洪水防止機能等は、実は下流域の都市住民の豊かな暮らしを守ってきたことは、地理学などの専門家には、よく知られていることである。国家百年の計をもたない財政緊縮策だけでは、国土は荒廃し、そのツケは、交付金支出程度ではすまない莫大な損失を子孫に残すこととなる。

ついては、制度の見直しを行うにあたり、これ以上、農村部を疲弊させないためにも、平成１７年度以降も「中山間地域等直接支払制度」を継続できる措置を講じるとともに、畑の単価及び傾斜基準の見直し等による、本制度の内容充実・強化が図られるよう求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成１６年６月２８日　　鹿児島県薩摩郡鶴田町議会議長　　東　哲雄

今定例会に提出された陳情書3件を審査した結果、1件を採択し、2件を継続審査としました。

国産材政策に関する陳情書

要旨　違法伐採を含む外材輸入は依然として高水準で推移している。また、住宅着工戸数の減少等による国産材需要の減退・木材価格の極端な下落等による採算性の悪化などから、適切な森林管理は困難を極めていることから。

陳情者　鹿児島県森林組合連合会代表理事会長　加治屋義人　他２人

【採択】

理由　森林所有者・森林組合等関係者が一体となり、本県の基幹産業である森林・林業の振興に取り組んでいるが、政府においても本県森林・林業の将来が展望できる政策の確立が必要なため（**発議第3号で意見書を農林水産大臣等に提出**）